

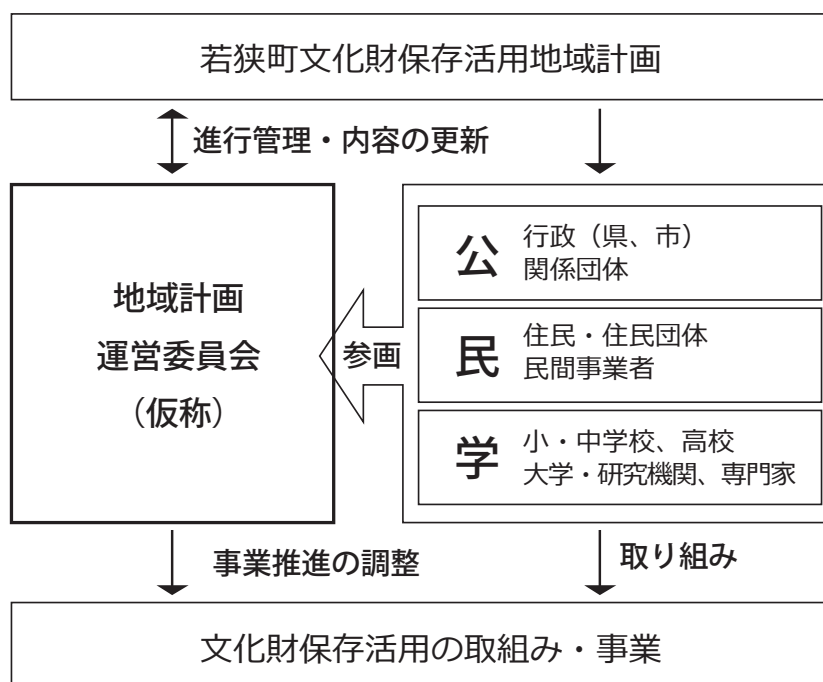
第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 計画の進捗管理と評価

本計画は、計画期間が10年間にわたります。「若狭町文化財保存活用地域計画策定協議会」の委員を中心に、本計画の進捗管理・評価を目的とした運営委員会（仮称）を設置します。年1回程度、委員会を開き、有識者・関係者の協力を得て、進捗状況等を管理していきます。委員会の管理のもと、公・民・学の連携により文化財の保存・活用を進めていきます。

関係する各種計画や事業・取り組みとの整合性を図り、また、情報共有や関係者間の調整を行い、事業を円滑に進めていきます。社会情勢・住民ニーズの変化に対応し、計画内容を柔軟に見直し、更新していきます。

また、歴史文化的な関係性が深く、また「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」を策定した経緯を踏まえ、小浜市とも連携します。



図：地域計画を運営する組織図イメージ

2. 協働による保存・活用体制の構築

(1) 基本的な考え方

- ・文化財保護法の改正等により、文化財の保存と活用における住民や民間事業者の果たす役割の重要性が示されています。
- ・地域や地区の個性を重視し、また、地域の声を取り組みに反映されていることを実感できるよう、協働の体制で取り組んでいきます。
- ・文化財の保存・活用に関しては、文化財単体の保存・活用だけでなく、歴史文化、観光、教育、建設、環境、福祉など、多分野を統合または調整するシステムが必要です。
- ・行政に関わる職員個々の資質の向上と不断の研鑽が重要となるとともに、適切な行政の機構改革を合わせ図っていくことも必要です。
- ・本計画を契機として、協働による文化財の保存・活用を進め、住民をはじめとした関係者の理解を深めながら、より良い文化財の保存と活用を進めます。

(2) 各主体の役割

協働による文化財保存・活用を進めていくには、公・民・学の各主体が、それぞれの立場や役割を活かして、相互に連携して進めていく必要があります。各主体に求められる役割について以下に整理します。

[公]

地域社会に必要な公的サービスを担います。公的な制度や補助金等も活用して、研究や調査、活動の支援などを行います。

○行政の役割

- ・文化財の保存と活用を進めていく中で、文化財の指定や関連する施策、骨格となる施設等については、行政が主体となって整備していく必要があります。特に、まだ指定や登録がなされていない文化財が地域に多くあることから、文化財調査を永続的に実施していくことが必要です。
- ・文化財の保存と活用の施策の実施に当たっては、多様な分野に関わる統合的な機能が重視され、企画立案と事業推進を行っていくことが求められます。歴史文化課をはじめ、まちづくり、観光振興、都市計画、特産振興等の関連部局が相互に協力し、分野を横断した総合的な取り組みを進めていきます。
- ・それとともに住民や企業による歴史文化の文化財の保存と活用を支援する制度（住民との協働システムや文化財の保存と活用活動助成等）、さらには連携の体制づくりを中心となって進めていく必要があります。

- ・歴史文化のまちづくりや地域の整備に関しては、従来の保存・活用の事業実施に加えて、まちづくりや地域の歴史文化に対する将来像や問題点・課題を提起し、その解決に向けた方策を提案し、住民や民間事業者等の文化財の保存と活用のサポーター、コーディネーターとしての役割を果たすことが求められます。特に、従来文化財の保存と活用への協働がしにくかった女性や子ども達の参加機会の「しかけ」を重要視して取り組むことが求められます。

○公共施設等の役割

- ・博物館や公民館などの施設は、テーマごと、地区ごとの取り組みの拠点となります。
- ・地域の方々の生涯学習の機会をつくり、また、地域活動の場となることで住民の生きがいを創出します。また地域内外に向けての情報発信の拠点となります。
- ・施設の運営やプログラムづくりに住民等の参加を得ることで、利用者を増やし、地域に根差したプログラムを多様化していきます。

[民]

住民活動や経済活動を通じて地域の魅力と活力の向上を担います。取り組みの中心となります。

○住民・住民活動団体の役割

- ・地域住民が果たす役割は大きいものがありますが、組織的に確立されていないところが多く、個人もしくは集落等の既存組織による対応が主となります。また、目的を持って活動する地域活動団体の役割は大きいものがあります。
- ・文化財の掘り起こしについては、現在もウォーキング活動や地域の資源を活かす活動が地域活動団体によって行われており、それらの継続発展が望まれます。文化財の保存や活用に関する活動においても、綿密な調査や記録作成、イベント等実施など地域活動団体に負う役割は大きいものがあります。
- ・特に、当該地域においては、地域間の情報共有や連携が大切であるため、これらについても地域活動団体の役割が求められます。
- ・学校教育や社会教育の橋渡しとしての役割も大きく、教育委員会との連携の中から、世代間を越えた交流、そして地域の連携や宝を学ぶことにより、次世代のまちづくりの担い手の育成や地域力の向上に寄与することが求められます。

○民間事業者の役割

- ・民間事業者の有するノウハウを活用することで、資金計画も含めた効果的な文化財活用の取組みが期待されます。
- ・文化財の有する価値をビジネスに活かすことは、熊川宿で実践されているよう

に、新たな価値を発掘し、地域の魅力を深め、効果的に発信していくことが期待されます。

- ・企業も住民の一員として、将来の文化財の保存と活用に貢献するものについては、行政や地域と一体となって進める必要があります。
- ・また、日本の文化財は、企業の協力によって守られてきた事例が数多く存在しています。企業の社会的貢献（企業メセナ）の一環として、地域に立脚し、企業イメージのアップ等とも連動して、また、文化財の活用・観光化の主体として企業を位置づけていくことが必要です。
- ・若狭町出身の大企業等の役員も多いことから、積極的に関わりを持って応援してもらえるような流れをつくっていきます。

[学]

専門知識や技術をもとに先進的な活動を行います。また、次世代を担う人材を育成します。

○小・中学校、高校の役割

- ・教育分野での文化財を身近に感じ、理解を深めていくことは重要です。地域への理解を深め、また郷土愛を育み、次世代を担う人材を育成します。
- ・学校教員の文化財への理解を深め、日常から児童生徒が歴史文化に触れ合い、歴史文化を実感する機会を作ることも重要です。
- ・文化財の保存・活用を通して、児童生徒も地域の一員として、地域コミュニティ形成や来街者との交流に参加します。
- ・学校関係者だけでなく、地域と連携して企画・運営を行うことで、教育プログラムの内容を深めていきます。

○大学・研究機関、専門家

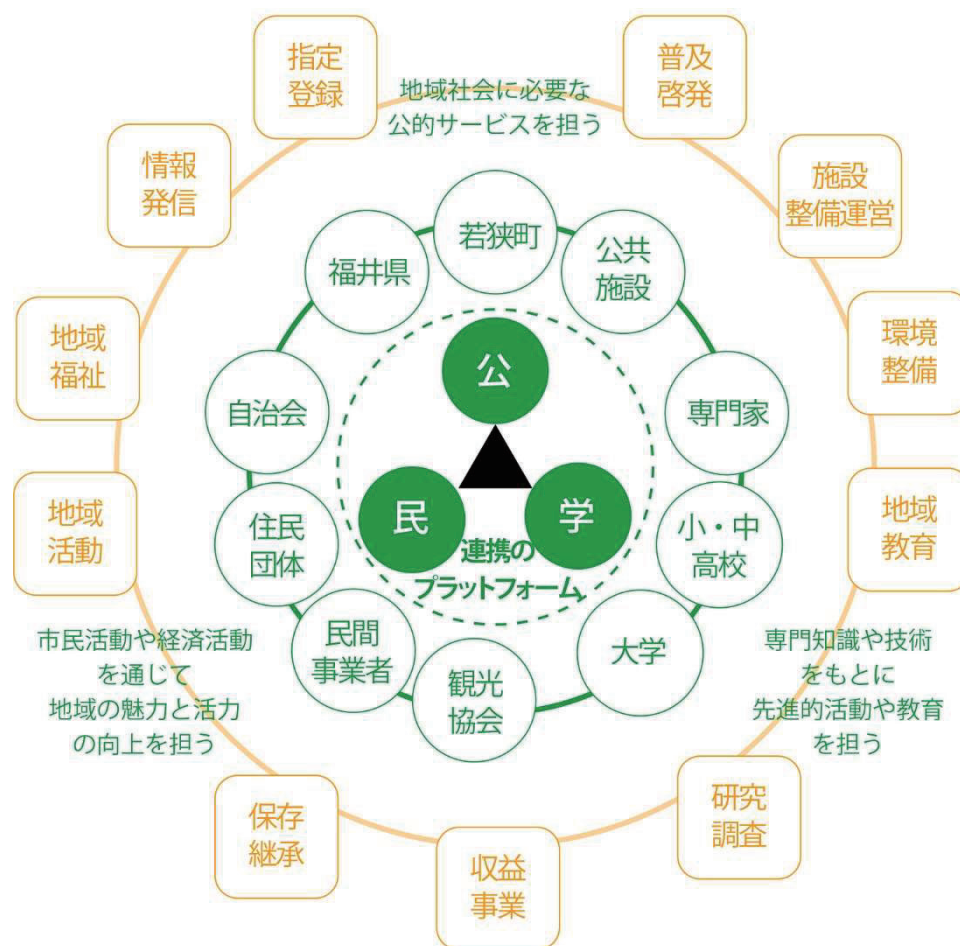
- ・若狭町内には、全国的に見ても貴重な価値を有する文化財が存在しています。専門的な知見を活かして保存・活用を行うことが欠かせません。
- ・研究活動を通して、文化財の価値を改めて明確にし、その成果を地域で共有します。
- ・町内の多様な文化遺産や自然環境を研究対象とする大学等研究機関との更なる連携を深め、これらの成果が町の活力を生み出す「学術交流の町」を目指します。

(3) 地域総がかりの体制づくり：公・民・学連携体制の構築

前項に整理したように、文化財の保存・活用の取組みは、多様な主体がそれぞれの立場役割のもと実施していきます。それぞれ個別に行われるのではなく、相互に連携することで相乗効果が期待されます。

また、連携により、関係する多様な主体の持つノウハウや知見が活かされることで、個別の取り組みを支える、地域総がかりの体制を作ります。

P142の委員会と連携し、本計画の事務局である歴史文化課が中心となり、若狭町の文化財の保存・活用に関する公（町、公共施設）、民（住民・住民団体、民間事業者）、学（小・中学校、高校、大学・研究機関）の各主体が連携するプラットフォームづくりを行います。



図：公・民・学連携のイメージ

(4) 公・民・学連携による取組み

公・民・学連携のプラットフォームは下記にあげる総合的な保存・活用にかかる機能を目指します。

○計画の共有と情報発信

- ・本計画で示されている文化財保存・活用の方針を地域で共有のものとします。
- ・文化財の保存・活用に関する行政や各種団体等の活動状況を集約します。
- ・積極的な情報発信を行い、同時に様々な意見を受け入れ、双方向のコミュニケーションを活性化します。

○活動の育成・支援

- ・実現には、住民や事業者等の自主的な活動がかかせません。
- ・住民等が保存・活用に関する活動への参加のきっかけをつくります。
- ・関係する多様な主体の協力を得ながら、団体の育成および活動の支援を行います。
- ・文化財の保存・活用に関わる関係者の交流の場を作り、地域内外のネットワークを構築し、相互の関係性を創り出します。

○事業の構想・実施

- ・地域の視点、専門的視点から、ニーズを拾い上げ、文化財に関する調査や研究、保存・活用に関する施策の検討・立案を行います。
- ・文化財単体ではなく、相互に連携、また地域単位で行う事業については、主体的な実践も考えられます。
- ・組織化することで、文化財保存活用支援団体の指定なども検討します。

○計画のマネジメント

- ・公・民・学連携による文化財の管理・経営を目指します。
- ・前述の計画の進行管理を行う委員会と連携し、組織化を図り、本計画にもとづき、関係者との調整を行い、取り組みを推進していきます。
- ・社会情勢の変化、住民・社会ニーズの変化にもとづき、明確の柔軟な運用を実現します。
- ・地域の文化財を監視する機能など、積極的な活動ができるよう、権限移譲も含めて検討します。

3. 若狭町の体制

前項までに整理したように、本計画は、若狭町歴史文化課を中心に庁内の関係部局や関係機関・団体と連携して取り組めます。具体的には下表の通りとなります。

表:文化財の保存・活用の体制

<p>若狭町</p> <p>歴史文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 文化財の保存・活用、若狭三方縄文博物館及び若狭町歴史文化館の運営管理 ※上記は教育委員会の所管する文化財業務の補助執行 三方五湖の自然再生 ・職員 9名 (学芸員 4名) <p>観光未来創造課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 観光振興、特産振興 <p>教育委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 学校教育、社会教育 <p>政策推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 総合計画、まちづくり、空き家対策 <p>建設水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 公共土木、都市計画 <p>環境安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 防災対策、環境保全 <p>農林水産課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 農林水産業の振興 <p>福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 福祉施策の実施 <p>保健医療課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 健康施策の実施 <p style="text-align: right;">※上記は令和2年度(2020)現在の組織名である。</p>
<p>関係機関</p> <p>若狭三方縄文博物館 鳥浜貝塚など縄文遺跡からの出土品を展示</p> <p>若狭町歴史文化館 町内の古墳からの出土品を展示</p> <p>若狭町伝統的建造物群保存地区保存審議会 伝建地区熊川宿の保存に関する諮問機関</p> <p>若狭三方縄文博物館運営協議会 博物館の運営に関する協議機関</p> <p>若狭町歴史文化館運営協議会 歴史文化館の運営に関する協議機関</p>
<p>若狭町文化財保存審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議事項 文化財の保存に関すること ・委員の職名 会長 1名 副会長 1名 委員 8名

<p>・委員の属性 史跡、天然記念物、埋蔵文化財、古文書、美術工芸、民俗、教育普及の専門家</p>
<p>民間団体等</p> <p>一般社団法人若狭三方五湖観光協会 若狭町伝統文化保存協会 若狭熊川宿まちづくり特別委員会 株式会社デキタ 若狭町歴史文化館サポーター 若狭三方縄文博物館友の会 DOKIDOKI 会 若狭町の語り部</p>
<p>都道府県や町外の関係機関等との連携</p> <p>福井県教育庁生涯学習・文化財課 ・業務内容 文化財の指定、文化財調査など</p> <p>福井県交流文化部文化課 ・業務内容 文化財の活用など</p> <p>福井県環境安全部自然環境課 ・業務内容 三方五湖の自然再生など</p> <p>福井県立若狭歴史博物館 ・業務内容 若狭地方の歴史や民俗に関する資料の収集、保管及び展示</p> <p>福井県年縞博物館 ・業務内容 三方五湖のひとつ水月湖の湖底の「年縞」の研究・展示</p> <p>小浜市教育委員会文化課 ・業務内容 文化財の保存と活用</p> <p>美浜町教育委員会教育政策課・美浜町歴史文化館 ・業務内容 文化財の保存と活用 名勝三方五湖の保存管理</p> <p>小浜市・若狭町日本遺産推進活用協議会 ・業務内容 日本遺産「御食国と鯖街道」を活かした事業に関する協議機関</p>